

「いしかわ子ども権利基本条例（案）」について

○県民の声を聴く取組の実施状況

（１）子どもの権利に関するウェブアンケートの実施…………… 健 ２

- ・実施期間 令和 7 年 9 月 1 0 日～1 1 月 3 0 日
- ・回 答 数 4, 9 4 1 人（1 1 月 1 0 日時点）

（２）公聴会「子どもの権利に関する意見交換会」の開催 …… 健 ４

- ・日 時 令和 7 年 1 1 月 2 日（日）
- ・出席者 県民 1 1 人（中学生 2 人、高校生 4 人、大人 5 人※公募）
子ども政策審議会委員 1 3 人、県事務局

（３）第 2 回子ども政策審議会の開催…………… 健 6

- ・日 時 令和 7 年 1 1 月 7 日（金）
- ・出席者 委員 1 5 人、県事務局

（４）小学生との意見交換会の開催

- ・日 時 令和 7 年 8 月 2 3 日（土）
- ・参加者 小学生 8 人、ファシリテーター、県事務局

（５）県ホームページ、SNS による情報発信

条例案の検討経過等を掲載・発信

（６）条例提案に向けた県主催のイベントでの周知チラシ配布

障害者ふれあいフェスティバル（9 月）、
児童虐待防止オレンジリボンキャンペーン、キッズケアいしかわ、
子育て支援メッセいしかわ 2 0 2 5（以上、1 1 月） など

子どもの権利に関するウェブアンケートの実施について (11月10日時点の概要)

「いしかわ子どもの権利基本条例」提案や今後の施策の参考とするため、
県民を対象に県ホームページでアンケートを実施中

実施期間 令和7年9月10日～11月30日

1 回答数 4,941人

2 回答者の年代

- ・10代以下 3,757人(76.0%)
 - ・20代 106人(2.1%)
 - ・30代 173人(3.5%)
 - ・40代 672人(13.6%)
 - ・50代 209人(4.2%)
 - ・60代 19人(0.4%)
 - ・70代以上 5人(0.1%)
- ※端数処理の関係で合計が100%になりません。

3 質問と回答

質問1：「子どもの権利」を知っていますか

- ・知っている 1,982人(40.1%)
- ・聞いたことがある 1,978人(40.0%)
- ・知らない 981人(19.9%)

質問2：子どもの権利は守られていると思いますか

- ・守られている 2,783人(56.3%)
- ・どちらとも言えない 1,089人(22.0%)
- ・分からない 780人(15.8%)
- ・守られていない 289人(5.9%)

質問3：条例ができることをどう思いますか

- ・よいことだと思う 3,782人(76.5%)
- ・どちらとも言えない 416人(8.4%)
- ・分からない 676人(13.7%)
- ・よくないことだと思う 38人(0.8%)
- ・その他 29人(0.6%)

→
「その他」を選択した方の意見の例(自由記載)

(10代以下～30代) 条例の内容による

(10代以下) ・大人の自由の権利が剥奪されるならよくないことだと思うし、そうじゃないなら良い事だと思う

・子供を守るとは大切だが、守りすぎると子供は弱くなる

(20・30代) ・条例ができて社会が変わらなければ意味がないと思う

・その時によって大人の都合による対応をするから意味がない

(40・50代) ・条例も大切かもしれないが、結局行われなければ意味がない

・条例を作るだけじゃダメで学校にもっと根本的な問題が山積み
など

質問4：子どもの権利を守るため、条例のどの項目が必要だと思いますか

(複数回答可)

- ・相談に乗ったり、助けてくれる人がいることやその場所があること
3,273人(66.2%)
- ・みんなが子どもの権利について知ること、学ぶこと 3,130人(63.3%)
- ・子どもの声を県や市町の取組に反映すること 2,208人(44.7%)
- ・子どもが意見を表明し、社会で活動できる仕組みがあること 2,098人(42.5%)
- ・とくに必要なことはない・分からない 310人(6.3%)

質問5：そのほか、子どもの権利について思ったこと(自由記載)

回答数 約300人

意見の例

- (10代以下)・子どもの権利について改めて考えることができた
- ・子どもだけでなく教師などの大人が理解することも大切
 - ・虐待やネグレクトをしている親は、子どもの権利を知る努力もしないので、地域や近くの人(保育園や学校)がもっと声を発信できる環境になればいい
- (20・30代)・子供がこの先生まれてきてよかったと思い、権利を主張でき、大人と子供が仲良く共存できる社会になればと願う
- ・余裕がなければ話を聴けないので、大人が働きすぎのままで子どもに寄り添える社会は厳しい
- (40・50代)・子どもの権利は当たり前のことであり、子どもが主張しなくても大人が実行する環境をつくることが大前提だ
- ・子どもが、わがママが通ると勘違いしないかだけが心配
- など

公聴会「子どもの権利に関する意見交換会」の開催結果（概要）

- 1 主 催 県、子ども政策審議会
- 2 日時・会場 令和7年11月2日（日） 13時～15時20分
県庁101会議室
- 3 出席者 県民11人（中学生2人、高校生4人、大人5人）
子ども政策審議会委員13人、県事務局
- 4 テーマ いしかわ子どもの権利基本条例（案）について
- 5 いただいた意見の例

（1）子どもの権利に関する考え方や経験、子どもが安心して意見を言えるために大切なことについて

○中高生

- ①子どもの権利について周囲と話したことがなかったが、この意見交換会への参加にあわせて家庭や学校で話すことができた
- ②大人は経験豊富で、自分の考えが正しい、こうあるべきという考え方を持っている人が多い。それを子どもに押し付けられると、子どもは「そうするしかない」と考え、自分の意見を言えなくなる
- ③小学校の先生から「どんな子どもでも平等に守られる権利がある」と教わった。家庭や学校で子どもの意見をしっかり聞いてほしい子どもが考えを自由に伝えることは、安心感や自信につながる
- ④先生が子どもの話を聞く前に勘違いで怒ったと聞いた。怒る前に子どもの話を聞いて良くなかった点を具体的に説明することが大切
- ⑤学校で意見を言う時は緊張するが、先生が「間違っても大丈夫だから自信を持って言ってみたら」と言ってくれて、自信持って意見が言えてとてもうれしい気持ちになった。家庭や学校で大人が前向きな言葉を使うことで、子どもは安心して意見を言うことができる
- ⑥大人が子どもの意見を尊重する姿勢を見せること、小学校から意見交換の機会を持ち、意見を自由に言い合う訓練をすることが必要
- ⑦親や周りの大人に子どもだからと話を最後まできいてもらえなかったと友達から聞いた。子どもの話を途中で止めないでほしい。最後まで聞いてくれるだけで、安心して意見を発信することができる など

○大人

- ①子育て支援に関わるまで、子どもの権利を深く考えたことがなかった。多くの方は、子どもの権利をあまり認識していない。社会で子どもが守られる権利が軽視されていると感じる場面が随所にある
- ②子ども達は子どもの権利についてあまり知らないと感じている。子どもは大人に話しても現状は変わらないという諦めの気持ちがあるのではないかと
- ③子どもの権利という言葉は知っていたが説明はできなかった。子どもの権利というと、では子どもの義務はあるのかと調べたが、子どもに

義務はなく、義務は親が負うものと知り理解できた。子どもの意見を聞くのは話すよりも訓練が必要で、条例は大人がもっと勉強していくための足掛かりになる

- ④大人が子どもの話を聞くには、子どもと同じ目線に立ち、信頼関係を築くことが大切。こじんまりした場で、自身の子どもの頃を思い出しながら接する姿勢が必要
- ⑤まず大人が子どもの権利について知ることが大事。子どもは大人の半人前と思っている人がまだいるため、子どもは権利の主体であることを広く伝えていく必要がある。子どもが相談してもいい、意見を言ってもいいと思えるよう、フレンドリーな雑談の中で子どもの意見を拾うこと、どんなことを言っても大丈夫という雰囲気づくりが大事

など

(2) いしかわ子どもの権利基本条例（案）について

○中高生

- ①この意見交換会がきっかけで初めてこの条例を知った。子どもに関係する条例なので多くの子どもに知らせるべき。多くの子どもの意見の募集や、小学校の授業の一環など、子どもと意見交流する場をたくさん設け、話し合う機会があってもよい
- ②中高生でも分かるよう、前文をもう少し柔らかく書いたらよい
- ③条例により子どもが安心して意見を言えるようになるだけでなく、大人も子どもの気持ちや考え方に耳を傾けるきっかけになる。子どもと大人がお互いの考えを尊重しあうことで思いやりのある温かい社会になって欲しい
- ④前文に、「社会の宝」、「様々な個性や能力」など素敵なワードがたくさんある。小さい子や障害のある人も分かるよう図や絵を用いて示したら皆が読みたくなる
- ⑤この条例で、子どもの意見がもっと大切にされるようになって欲しい。動画などわかりやすい資料を使うことで、子ども達に共感してもらえる。条例を作って、全ての子どもたちが幸せを感じながら、自由に言いたいことが言えて、やりたいことに挑戦できる、そういう社会、石川県になっていければよい

など

○大人

- ①前文の「子どもは社会の宝」を大人全員が認識し、共有したい。条例制定により、大人自身も、子どもの権利への理解を深めるとともに、大人の責任を確認する良い機会になる
- ②条例は基本理念や保護者の役割などよく考えられているが、立派な条例を作っても、実行されないのであれば作った意味が半減される。条例を作ることが目的でなく、子どもの権利を守ることが大人の責務として、しっかりと認知されることが大切
- ③学校の先生をはじめ大人への広報啓発を頑張してほしい

など

第2回子ども政策審議会の開催結果

- 1 日時・会場 令和7年11月7日（金）10時～11時20分
県庁1109会議室
- 2 出席者 委員15人、県事務局
- 3 議題 いしかわ子どもの権利基本条例（案）について
- 4 いただいた意見の例

（1）条例案全般に関する意見

- ①県が、子どもの権利を大事にする姿勢を条例としていち早く示したこと、公聴会を開催するなど子どもの意見を聞いていることが評価できる
- ②条例の文言修正に時間をかけるよりも、条例を出した後、子どもの学びの機会や意見を言える場をたくさん作れることが大事
- ③条文は、法律用語を使用しなければならないのでこだわりはない
- ④条例ができて終わりではなく、これから県民あげて子どもの権利を守っていける石川県になることを願う など

（2）条文案に関する意見

- ①前文の「自らがかけがえのない個人」が「自己及び他者がともにかかけがえのない個人」に修正されたことは評価できる
- ②前文の「子どもの声に耳を傾け、寄り添っていくことが大切」について、もう少し強調してはどうか
- ③「事業者の役割（第8条）」の「雇用する労働者が子どもに接する時間を十分に確保することができるようにする」に関して、事業者に指導するとよい など

（3）その他

- ①条例の周知について、分かりやすく伝わるよう、子ども・大人それぞれにあった広報活動を考えてほしい
- ②これまで、子どもの権利は保障されてこなかった一方で、大人の権利は保障されてきたことを大人は意識する必要がある
- ③条例の内容が各自治体にしっかり伝わった上で、子どもも含めた県民に伝わるのが大事
- ④中高生は、大人だけでなく、周りの子が聞いてくれると意見を言いやすいと言っており、子ども同士でお互いに聞きあう視点も必要 など

○「いしかわ子どもの権利基本条例（案）」に対するご意見への対応

区分	ご意見	対 応
1 厚生文教委員会	(1) 憲法・こども基本法、いしかわ子ども総合条例があるため、条例は不要ではないか	・いじめや児童虐待など子どもを取り巻く状況が深刻化する中、子どもが子どもの権利を知り、理解を深めるとともに、県として県民が協力して子どもの権利が守られる社会の実現を目指すことを強調したい →独自条例として制定 ※子ども政策審議会やパブリックコメント、アンケートで、独自の条例制定に概ね賛同する意見をいただいている
	(2) 条例制定により、子どもが自らの権利のみを主張することにつながるのではないか	・子どもが自身の権利を知ることにより、他者の権利も知ることとなり、それが、互いの権利尊重や信頼関係構築にもつながるとい うことを示すため文言を修正 →前文に「自己及び他者が共にかけがえのない個人であることを認識する」、「基本理念」に「子どもが自己の権利を正しく理解するとともに、他者の権利を尊重する」と追記
	(3) 子どもの権利だけでなく、子どもの義務や「自律」についても規定した方がよい	・条例に謳う子どもの「権利」は「人権」と同義であり、義務を伴わない生まれながらにして持つ権利であるとの認識 →「義務」や「自律」という表現は使わないが、他者の権利の尊重ということについては、(2)の修正のとおり ※子ども政策審議会やパブリックコメント、公聴会でも、子どもの「権利」の認識は、概ね上記と同じ
	(4) 子どもの意見表明は、年齢や発達段階で差があることに留意する必要がある	・子どもの成長は年齢・発達の状況で差があるため、文言を修正 →「意見表明及び社会参画の促進」に「その年齢及び発達の程度に応じて」と追記
	(5) 「事業者の役割」の、「従業員が子どもと接する時間を十分確保することができるよう」の規定は、事業者の負担となり、不要ではないか	・企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための環境整備が求められる中、「子どもと接する時間の確保」と、より具体的な表現で記載 →事業者に対する努力義務として規定 ※子ども政策審議会や公聴会では、「社会全体でワークライフバランスを進めるために大事である」等の意見をいただいている
	(6) 子どもの相談救済機関を県が設ける必要があるのではないか	・これまでもこころの健康センターや児童相談所など現行の相談体制で対応 →文言修正等を行わないが、他自治体の事例を踏まえて検討
	(7) 条例制定に向けた議論の過程を明らかにするとともに、子どもや有識者の意見をさらに聞く必要がある	・子どもを含め、幅広く意見を聴取 →県ホームページで条例検討過程を公表するとともに、公聴会やアンケート等を実施、有識者会議も追加開催
2 子ども政策審議会	(1) 子ども権利の例示として、こども基本法と同様に児童の権利に関する条約の「4 つの原則」を「前文」に記載してはどうか	・子どもの権利を保障する石川県の実現を目指し、条約や法を踏まえる条例を制定することを示すため文言修正 →前文に「4 つの原則」(差別の禁止、最善の利益の確保、生命、生存及び発達の保障、意見の尊重)を規定
	(2) 子どもを含む県民の多くは、子どもの権利について知らない	・子どもの権利について理解を深める前に、まず知ることが重要であり、文言を修正 →「基本理念」等に子どもの権利について「意識を高め」と追記 ※公聴会でも、子どもの権利について「知らなかった」「周囲にも知っている人が少ない」との意見をいただいている
	(3) 保護者のウェルビーイングを保障していくことも必要である	・保護者の負担についても考慮する必要があるため、文言を修正 →「保護者の役割」に、県・市町等から「必要な支援を受けながら」子どもを育成する旨を追記
	(4) 「学校関係者等の役割」には、子どもの権利の理解を深める支援に留まらず、教育・保育の実施機関としてより幅広い観点で規定すべき	・教育・保育の実施機関として、それぞれが果たす役割を示すことが重要であり、文言を修正 →「学校関係者等の役割」に「学校、児童福祉施設等における子どもの安全を確保し、子どもが安心して学び、及び育つことができるよう努める」、「子どもが子どもの権利について意識を高め、理解を深め、及び意見を表明し、並びに社会的活動に参画することができるよう、必要な支援に努める」と追記
3 公聴会	(1) 大人は、子どもの話をしっかりと聞いて、前向きな言葉や態度で受け止めて欲しい	・子どもが安心して意見を言える対応が大人に求められていることから、文言を修正 →「前文」に「大人は、子どもの声に耳を傾け、寄り添っていくことが大切である」と追記
	(2) 中高生でも分かるよう、前文をもう少し柔らかない表現にしてほしい	・条例としての正確さと一貫性を保つとともに、誤解のないよう、明確な表現とするため、文言の修正は行わない →条例制定後の普及啓発にあたり、中高生にも分かりやすく伝えることができるよう工夫する

いしかわ子どもの権利基本条例(案)

○前文

子どもは、社会の宝であり、一人一人が様々な個性や能力を有するかけがえのない個人として、人々に愛され、信頼されることによって、自分に自信と誇りを持ち、夢や希望を持って安心して健やかに育つことができる。

また、児童の権利に関する条約は、子どもに対するあらゆる差別の禁止、子どもの最善の利益の確保、子どもの生命、生存及び発達に対する権利の保障並びに子どもの意見の尊重を原則としており、子どもが生まれながらに有している生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利をはじめとした子どもの権利を社会全体で保障することが求められている。

しかしながら、いじめ、児童虐待、子どもの貧困及びヤングケアラーの問題など、子どもを取り巻く状況は深刻であり、こうした困難な状況に直面しても、声を上げられずに我慢している子どもや誰にも相談できずに悩んでいる子どもがいる。

子どもがこうした問題の被害者とならず、また、加害者や傍観者にもならないようにするためには、大人はもとより、子ども自らが、子どもの権利について意識を高め、理解を深めることが必要である。とりわけ、子どもが、子どもの権利について理解することにより、自己及び他者が共にかけがえのない個人であることを認識するとともに、積極的に社会的活動に参画する意欲が高まり、新しい社会を築いていくことができるようになる。そして、大人は、子どもの声に耳を傾け、寄り添っていくことが大切である。今こそ、石川県民が協力し、子どもの権利が保障される社会を実現していかなければならない。

ここに、日本国憲法、児童の権利に関する条約及びこども基本法の精神にのっとり、子どもの権利が保障され、子どもが健やかに、笑顔あふれる幸せな生活を送ることができる幸福度日本一の石川県の実現を目指し、この条例を制定する。

1 目的（第一条）

この条例は、子どもの権利の保障に関し、基本理念を定め、県及び市町の責務並びに保護者、学校関係者等、事業者、子ども・子育て支援団体等及び県民の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、子どもが健やかに幸福な生活を送ることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

2 定義（第二条）

(1) 子ども

心身の発達の過程にある者をいう。

(2) 保護者

親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

(3) 学校関係者等

学校教育法第一条に規定する学校、児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設その他これらに類する施設の職員その他の子どもの教育又は福祉に関連する職務に従事する者をいう。

(4) 子ども・子育て支援団体等

子どもの支援及び子育ての支援を行うことを目的とする団体及び個人をいう。

3 基本理念（第三条）

子どもの権利の保障は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 子どもを含めた全ての県民が、子どもの権利について意識を高め、理解を深めることができるよう支援すること。
- (2) 子どもが自らに自信と誇りを持ち、その能力を培い成長することができる環境を整備すること。
- (3) 子どもが自己の権利を正しく理解するとともに、他者の権利を尊重するよう支援すること。

【責務・役割について】

4 県の責務（第四条）

県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国及び市町と連携し、並びに保護者、学校関係者等、事業者、子ども・子育て支援団体等及び県民と協力して、子どもの権利に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

5 市町の責務（第五条）

市町は、基本理念にのっとり、国及び県と連携し、地域の実情に応じて、子どもの権利に関する施策を推進するよう努めるものとする。

6 保護者の役割（第六条）

保護者は、基本理念にのっとり、自らが子どもの健やかな成長について第一義的な責任を有するとの認識の下に、県、市町その他の関係者から必要な支援を受けながら、子どもが生活のために必要な習慣を身に付けることができるようにするとともに、子どもの自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

7 学校関係者等の役割（第七条）

学校関係者等は、基本理念にのっとり、学校、児童福祉施設等における子どもの安全を確保し、子どもが安心して学び、及び育つことができるよう努めるとともに、子どもが子どもの権利について意識を高め、理解を深め、及び意見を表明し、並びに社会的活動に参画することができるよう、必要な支援に努めるものとする。

8 事業者の役割（第八条）

事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者がその子どもに接する時間を十分に確保することができるようにするとともに、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

9 子ども・子育て支援団体等の役割（第九条）

子ども・子育て支援団体等は、基本理念にのっとり、専門的知識及び経験を活用し、子どもの支援及び子育ての支援を推進するよう努めるとともに、国、県及び市町が実施する子どもの権利に関する施策に協力するよう努めるものとする。

10 県民の役割（第十条）

県民は、基本理念にのっとり、子どもの権利について意識を高め、理解を深めるとともに、国、県及び市町が実施する子どもの権利に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【県が取り組む施策の基本事項】

11 意見表明及び社会参画の促進（第十一条）

県は、全ての子どもがその年齢及び発達の程度に応じて意見を表明するとともに、多様な社会的活動に参画することができるよう、必要な環境の整備を図るものとする。

12 子ども等の意見の施策への反映（第十二条）

県は、子どもに関する施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、子ども及び保護者その他の関係者の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

13 広報啓発（第十三条）

県は、県民が子どもの権利について意識を高め、理解を深めることができるよう、広報その他の啓発活動を行うものとする。

14 相談体制の充実（第十四条）

県は、子どもの権利の擁護を図るため、子ども及び保護者その他の関係者からの相談に応ずるための体制の充実を図るものとする。

15 権利擁護（第十五条）

県は、子どもが権利侵害その他の不利益を受けた場合において、専門的知見に基づいて適切かつ迅速に救済を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

16 推進体制の整備等（第十六条）

県は、子どもの権利に関する施策を推進するための体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。